

《日本銀行金融研究所貨幣史研究会—2004/5/27》

## 撰銭再考

慶應義塾大学文学部 中島圭一

はじめに

撰銭・撰銭令研究の最新動向：高木久史氏・黒田基樹氏などが食糧需給との関連に注目  
田村憲美氏「撰銭のような理解し難い現象を『飢饉状況』における『村の成り立ち』から  
捉える視点も近年のほかの研究とあわせて説得的」（歴研大会黒田報告批判『歴史学研究』  
783、2003）

→両氏の研究を手がかりに撰銭状況の本質を考え直してみたい

### 一 高木久史「撰銭令の再検討—食糧需給の視点から—」

戦国期の撰銭令と食糧需給（特に軍事行動に伴う需要増）との関連を強調

→【表1】からそのような結論を導き出せるか？

永正6～8・10は軍事行動も飢饉もない

表以外の数多の軍事行動の際の撰銭令は知られていない

考察の基本的前提の問題：16世紀前半には軍勢の食糧は現地調達（略奪）が実態  
浅井氏撰銭令①の1ヶ条だけ取り上げて、法令の主眼を米供給安定と言えるのか？

### 二 黒田基樹「戦国大名の撰銭対策とその背景」

撰銭を「異なる銭貨が同時に流通している社会において、基本的には普遍的に生じる現象」  
と規定し、銭貨の「交換対象である穀物流通量の側に主要な要因」と位置付け

撰銭の「発生時期はほとんど不作・飢饉、かつ端境期に一致」（黒田2003b）

戦国期における撰銭問題は「慢性的飢饉状況の反映」

→【表2】からそのような結論を導き出せるか？

撰銭の年10例（?含む）の内

永正9・13・16・天文19の4例は前年不作や路次封鎖と関連する可能性

永正11（前年豊作）・天文23（同年福貴）・24（前年福貴）の3例は豊作状況

永正10・永正15は不詳

16世紀に入って飢饉（?除く）なのに撰銭も銭飢渴も発生しないのが20例以上  
そもそも「撰銭問題の本質的な要因が飢饉にあった」ととらえるなら、応仁の乱以前の  
飢饉（例えば寛正元年の大飢饉=1460）の際に撰銭が発生しないのはなぜか？

「撰銭問題の本質的要因」が食糧需給状況にないのは明白（全く無関係とは言わないが）

→先入観を排して謙虚に史料と向き合う必要

### 三 『勝山記（妙法寺記）』にみる撰銭の具体相

『勝山記（妙法寺記）』…大原荘（河口湖周辺）の常在寺及びその末庵（下吉田郷＝富士吉田市所在）の複数の僧侶の記録をもとに編纂された年代記  
撰銭・銭飢渴の記事で著名だが、黒田基論文で明らかのように位置付け方が難しい  
本報告では【表2】（と『勝山記』原文＝②）を手がかりに改めて分析を試みたい  
分析の前提

原記録そのままではなく、編纂による加工を含んだ年代記

→編纂過程等における情報の欠落があり得る

例えば永正16「此年モ銭ヲエルナリ」とあるが、永正14・15に撰銭の記事なし  
記述がないからといって、その年に撰銭や銭飢渴が発生しなかったとは言えない  
原記録が一つでなく、記主が複数で、居住地も大原と下吉田の2ヶ所に分かれる  
→年毎に記述のあり方が一様でない可能性がある

在所や時期によって枡の大きさが異なるなら、単純な価格比較は危険

実際、天文12「今升」や、大永5「二ハイ入」と天文20「四盃入」の枡が登場  
原記録の基本的な価値観とその背景となる記主の立場を押さえておく必要がある

「売買吉」は文明17「ツマル」と逆接で、明応6「耕作吉」と順接で結ばれる

→穀物価格が安いのが吉であり、記主は穀物を買う立場

撰銭・銭飢渴ともに一度発生すると数年続く傾向……豊凶はほとんど無関係

永正9～13（ないし～16）撰銭：永正10の豊作があっても継続

路次封鎖や飢饉が続いても永正14は撰銭記事なし

享禄2～3（ないし～天文3）銭飢渴：路次封鎖解除・豊作でも継続

享禄4～5春は食糧不足だが、銭飢渴記事なし

天文23～24撰銭（天文25も銭飢渴）：天文23は福貴だが撰銭（道者無のため？）

天文24は作柄不詳だが継続（南金のため？）

※なお天文22は前年凶作・当年大麦不作だが、近年になく「代ツカイヨク御座候」

撰銭は局地的にも発生：永正12も撰銭が続くが「他国ハ代ツカイヨシ」

おそらく銭飢渴も同様：「銭飢渴」という語自体が他の地域では見られない

撰銭と銭飢渴の関係

銭飢渴とは：享禄2「代一向ニ無御座候」、享禄3「銭ニツマル」→流通銭の欠乏

享禄2～3の新語か（なおこの少し前に記録者の僧侶も交代）

永正11「代ニツマル」、大永5「銭ニツマル」も同じ状況か

撰銭の結果として銭飢渴が発生（天文23、永正11も同様）

路次封鎖の結果として銭飢渴が発生するという認識が存在（享禄2）

富士参詣の道者が多いと「代ツカイ能ク」（天文22）、無いと撰銭（天文23）

→撰銭と銭飢渴の親近性

銭飢渴は流通銭貨総量の減少ではなく、精銭流通の不足

南金＝悪銭の流入の結果として撰銭という認識が存在（天文24）

実際には悪銭が流通から排除されずに低価値で通用している可能性高  
撰銭・銭飢渴と穀物売買

撰銭・銭飢渴の結果として価格は下落する傾向

例外：永正9は「銭モエル故」米80文＝かなり高い？（←前年凶作のため？）

永正13は撰銭だが高い（←通路封鎖のため？）

永正16は撰銭だが米100文＝高い？（←飢饉のため？）

撰銭・銭飢渴の年に売買が明白に滞ったのは永正9（前年凶作）・10・16（飢饉）

弘治2「世間ツマル」も？

他方、永正11は撰銭・銭飢渴で廉いが「売買ハ自在」（←豊作のため？）

大永5は銭飢渴だが、売買は良い

→精銭を所持する買主が有利だが、十分に物資があれば悪銭で購入可能

すなわち、豊作なら撰銭・銭飢渴の影響緩和、不作・飢饉なら影響深刻

撰銭と撰銭令

「甲州法度之次第」（55箇条本、天文16～23成立）に撰銭規定③

天文16・19・23のいずれかの撰銭・銭飢渴と関連？

小山田信茂の撰銭令（永禄2/4/14）④

新銭一切停止を「近年」指令……天文24の南金出現と関連？

→現実の撰銭盛行を契機として、通貨秩序回復の目的で撰銭令が定められた実例

#### 四 撰銭の特質

撰銭の広域的発生

永正12の撰銭について「他国ハ代ツカイヨシ」の注記→永正11以前は他国も撰銭？

撰銭には広域的に発生するケースが存在：特に長期のものには地域的広がりの可能性

永正9～13（ないし～16）の撰銭の場合

京都で幕府撰銭令頻発（明応9～永正10）

和泉国入山田村で撰銭令（永正1）

北九州・中国地方で大内氏の段銭精銭納指令（永正13）・撰銭令再令（永正15）

享禄2～3（ないし～天文3）の銭飢渴の場合

特に見当たらない→銭飢渴は撰銭と少し性格が異なり、当該地域独特のもの？

天文23～24の撰銭（ないし天文25の銭飢渴まで）の場合

関東で結城氏新法度の撰銭条項（弘治2）⑤、後北条氏の撰銭令⑥（永禄1・3）

上野国新田領の撰銭紛争（永禄2～3）

山陰で尼子氏の杵築社法度（永禄1）に撰銭状況をうかがわせる条項

永禄年間後半（『勝山記』の記録年代からははずれる）

京都で三好三人衆の撰銭令⑦（永禄9）

京都・摂津・尾張で織田氏の撰銭令⑧（永禄12～13）

近江で浅井氏の撰銭令①（永禄9）

関東で北条氏の精銭納指令・特定商品取引に限った撰銭令⑨（永禄7・9～11）

上野国新田領の撰銭紛争（永禄8）

しばしば数年間継続する撰銭状況

→「本質的要因」が存在するなら、それは少なくとも数年単位の変動周期をもつ事象

貨幣システム自体に内在する要因：銭貨に対する人々の価値観の動揺

人々の間で価値観に相異が発生→銭貨授受のトラブルを惹起＝撰銭

……価値観の隔たりの解消にある程度の年月が必要

明応末～永正： 京都・和泉では明銭の価値不安定化が焦点

→明銭の位置付けが確定して撰銭収束？

天文末～永禄初： 南金などの新銭出現が焦点

結城氏新法度では永楽銭の扱いもポイント

→数種類の悪銭を公的に認定

永楽銭の位置付けは以前通りで決着？

永禄年間後半： 旧来の精銭中心の流通の困難？

→金銀貨の使用が浮上、関東では永楽銭が超精銭化

（中島 1992・2004）

※後北条氏の貨幣政策は永禄初年と永禄後半とで質が異なる

背景として中世貨幣システムの行き詰まり・解体を想定（中島 2003）

貨幣を取り巻く社会的環境に存在する要因

富士参詣の道者が多い＝銭・モノが良く回ると「代ツカイ能ク御座」

少ない＝銭・モノが回転しないと撰銭・銭飢渴

→場合によっては数年も続くような経済の停滞も、撰銭の一つの背景か？

飢饉・不作も撰銭の原因とすれば、商取引減少が媒介か

ただし『勝山記』記主が食糧事情と撰銭を関連付けていないのが問題

このような貨幣流通を取り巻く環境と撰銭発生との関係究明が今後の課題

#### 【参考文献】

黒田基樹「戦国大名の撰銭対策とその背景」（『中近世移行期の大名権力と村落』校倉書房、2003 a）

同「15～17世紀における『村の成り立ち』と地域社会」（2003年度歴史学研究会大会報告、『歴史学研究』781、2003 b）

高木久史「撰銭令の再検討—食糧需給の視点から—」（『ヒストリア』179、2002）

中島圭一「西と東の永楽銭」（石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、1992）

同「室町時代の経済」（榎原雅治編『日本の時代史11 一揆の時代』吉川弘文館、2003）

同「京都における『銀貨』の成立」（『国立歴史民俗博物館研究報告』117、2004）

③ 淺井長政料足提書案

料足提書案  
 一ツレ、  
 一うちひらめ、文字のなき、  
 一式錢外、如何様之雖爲公用、可執送之、於提出者可處重科之事  
 一以質物爲叶用所、質屋を相尋度、不執族太由事也、但、質錢於拂底者、兼而當質屋日限を指し、諸質不可執之由、可途案内、於違背之質屋者、過錢をかかけ、申願罷仁可違之事  
 一質物下直に執儀、當悟斷斷之次第候、如有來、可爲相當、萬一現質之程來、下直に至り申者、如先來、可爲科錢之事  
 一自他國當各居住之仁、其外往還之商人、定置公用之外を、撰清錢を、本國へ進儀、堅令停止一畢、相背族者申聞罷、彼宿質財雜具を遣、至り事主者、可加誅罰之事  
 一他國之商人、買賣之代可爲如提、則以其通之代用所を相叶、可令歸國、無承引商人を以て、當部内へ出入永代相止、至于宿者、可處嚴科之事  
 一當提以來、諸商買賣直仁申覺、堅令停止一候、近年可爲如來之事  
 一對諸商賣人、非分之儀申懸、并爲以下以禮物無事に相果之儀、令禁制候、猶於相背者、可申現、然者、訴人に可有褒美事  
 一馬借共、米賣買を相留、代之高下有之族、聞出次第可申明、然者、馬借職永代相止、并其屋内雜物訴人に可違之事  
 付、從先規馬借之外、新儀之族、一切可爲停止  
 一諸賣物下直、爲可召置、以提錢可相渡之由、内儀申合衆於有之者、賣手買手相共、過錢を申付、告知仁辨に可違之事  
 右、最前雖定置、近日料足しなく、に号し、提出族在之云、仍如此令、法度上者、奉行權不及沙汰、撰之子細聞出、不奇誰、可申訴者也  
 永祿九年 丙九月一日 淺井 長政

④ 北條氏提錢定書

自余之新錢、國權無之、宿中制札、打付之圍、古錢之儀、自昔相定、大かけ、大ひらき、打ひらめ、此錢可撰捨、其外如何様候共、古錢ならハ可召置事  
 以上  
 右、如此相定上、法度之外料足、号公方人奉行人之者共至り撰者、其總之代官百姓出逢、可獨捕若權門、恐、不致得仕合有之者、則時認目安可入箱也、仍所定如件  
 通商、右、在古錢之内、大かけ、われせ、打ひらめ、此三錢之外、是とて、地蔵繪計をもち、兼百姓事、當定儀、古錢之地蔵繪ハ、百文之内、拾錢  
 永祿元年 丙五月十一日  
 恒岡殿  
 恒岡殿  
 長尾百姓中  
 廿錢ハ相交も不寄候、卅錢共、河之者、可爲由事候、加儀之類者、檢断相改、可差按察者也

⑤ 北條氏海產物賣買提錢定書

北條氏海產物賣買提錢定書  
 自岩、眞名鶴、者、同飽、海老賣買事、只今精錢、被相定候、精錢之品、四五十色可有、小田原御番所に、被爲撰採とらい、各可存上、可存其旨、若惡錢を以申懸者有之共、不可致引、惣而於商賣、賣手買手可爲問置、小田原御法度之間、可存其旨、并無御印判而押立出畢、堅被停止一候、御公方御用之時者、以御印判、可被御付問、守其旨、無沙汰有間敷者也、仍仍如件  
 眞名鶴 小代官  
 岩 百姓中  
 十一月十日 大草左近大夫  
 右、料錢程らい、可爲如去年、從八月十五日、玉綱持寄、奉行衆撰渡、九月晦日限而可致皆濟、此日限踏出付者、無沙汰百姓妻子牛馬可引取、從卯敷改而小代官被指加儀、其故者、其郷是非、地頭、代官前、有之間、百姓力を合、如御日限、必可爲致皆濟事付、精錢一様、手詰付而、黄金、米數相交可納之、黄金一兩二貫五百文、一米數當納法百文一斗四升目以上

⑥ 北條氏提錢定書  
 去年未定置、代物法度、并於諸商賣、如此可致取引  
 老賣文 此内 七百文 精錢、但、奉行同一本有  
 百文 此内 六十七文 地蔵繪、但、中條同本有  
 五十文 此内 卅四文 地蔵繪  
 十文 此内 七文 地蔵繪  
 三文 此内 二文 地蔵繪  
 以上  
 右、去年未定置、代物法度、諸年賣納方被定置、処、宿中商賣金銀換勝儀、万民苦勞、誠以由事也、向後奉行仁定上、賣手買手立違、代物を見計、如此可爲致商賣、箱本を被違候、若免為申者有之者、公方之御小者、中間候共、則獨捕、御庭可爲引、聊も於横地監物小路、無沙汰儀有之者、奉行仁可被、処、重科者也、仍所定如件、  
 永祿三年 庚六月二日  
 横地監物小路奉行 久保孫兵衛  
 横地代 八木

⑦ 同穀段錢納様之事  
 八貫四百廿七文 同所毎年相定上  
 右、當納法百文一斗四升目、一儀別千米共三斗六升儀被定置、郷中馬を以、小田原付越、奉行衆可渡之、計手者、如、年地下人可計申、十月晦日を切而、必可致皆濟、此日限踏出付、未進百姓等妻子牛馬可引取之、以上  
 右、聊も奉行仁非分級有之者、則御庭へ參、可擇目安者也、仍仍如件  
 永祿十年 八月十日 小代官 田名之郷百姓中

【表1】

時期	事項
明応9(1500).9.16	細川政元、畠山義興援護のため河内へ出兵。畠山尚順、散れて紀伊へ帰る
10	撰錢令 <sup>(50)</sup>
永正2(1505).10.10	撰錢令 <sup>(51)</sup>
11~12	細川政元軍、河内の畠山義興を攻撃
3(1506).3.2	撰錢令を酒屋土倉・米場へ伝達 <sup>(52)</sup>
4	細川政元、若狹守護武田氏援護のため、養子澄之の軍を派遣
7.11	撰錢令 <sup>(53)</sup>
7.22	撰錢令 <sup>(54)</sup>
7~9	細川政元軍、大和を攻撃
5(1508).6	足利義尹・細川高國・大内義興上洛
8.7	撰錢令宛合、大山崎など畿内各所へ伝達 <sup>(55)</sup>
6(1509).閏8.7	撰錢令 <sup>(56)</sup>
7(1510).3.26	大山崎へ「永正6年令の徹底を命ず」 <sup>(57)</sup>
12.17	撰錢令「罪科追加」 <sup>(58)</sup>
8(1511).12.14	撰錢令改正を東寺へ伝達 <sup>(59)</sup>
永正9(1512).6~7	船越 <sup>(60)</sup>
8.30	撰錢令 <sup>(61)</sup>
10(1513).9.3	撰錢令、東寺へ伝達 <sup>(62)</sup>
天文11(1542).3.28	太平寺合戦勝利により、足利義晴・細川晴元帰洛
4.8	撰錢令 <sup>(63)</sup>
4.20	撰錢令を土倉酒屋へ伝達 <sup>(64)</sup>

⑧ 錢あり候てよく存候哉、萬事是者不自由にて候、永樂かた一錢をつかふへきよし、ふれを可編候、又ありたち之事不可、然由、各被思候者、惡錢之托言被申問敷候、此善同心可被申上候、かまつけへ候、各一尋候へは、永樂一かた、なるましく候、惡錢のかたをありてつかふへからず候よし被申候、やく人あくせんあり候て、せいさつ判らちつけへし。









六五 細川昭元撰錢定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 せいせんの餅、せんたく、しんせん、つうぶ、あみやう、われ銭、かけ銭、たるはるとるへし、此分ハまらふへし、其外ハ可取廢事

一 旧借并買物ハ、まへのかり銭のことくにして、可返并之、利率においてハ、此定の料足たるへき事

一 悪銭ならハ商賣仕まじき由、申へからざる事、但、寄事お撰鏡、商賣物高直になすへからざる事

一 右條ニ、堅被定置訖、若有違犯之輩者、権門勢家之ひくわんをいハす、過錢拾買文かけらるへし、まらふ者を告しらする族にハ、褒美として五貫文可違之、此外科の輕重をたいし、可被檢処嚴科之由所候也、仍下知如件

永祿九年三月十七日 越前守三番判

六六 細川昭元撰錢定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 せいせんの事、先度之高札に、あひ見ゆるといへとも、やゝもすれハ、撰背法度云々、太以曲事之次第也、所段、旧借并買物之儀も、はつとの料足をもとりかハすへし、若違背のやからあらハ、拾買文過錢たるへし、被定置ハ六錢外、よりいたしたる料足を替違輩も同罪として、過錢同前たるへき事

一 依此御法、諸商賣をとめて不買者、永其座中をすすへし、万一座人中としてかくし置者、可爲同罪、酒屋土倉共以可承知之、次事を左右によせ、或商賣物を高直になし、或以密ニ撰背法度違私用者、可爲右同罪事

一 背此御法、輩御成敗、給人之主人、或町人、或親類已下、聊不可相拘事

一 右條ニ、堅被定置訖、若背此旨、以內ハ相濟輩者、権門勢家之被官をいハす、於其身者、被檢処嚴科、至私宅者、關所におこなはるへき由所候也、仍下知如件

永祿九年十二月廿九日 兵部丞三番判

六六 織田信長撰錢定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 ころ、やけ銭、せんたく、二文たて、五文やう、大かけ、われすり、五文たて、うちひらめ、なんきん、十文たて、此外撰鏡たるへき事

一 一反鏡、地子鏡并諸公事等、金銀、唐物、絹布、質物、五穀以下、此外諸商賣有來時のさ、は以下、此代にてりかわすへし、付、事を撰鏡よせ、諸商賣物がうちきになすへからざる事

一 諸事とりかわし、撰鏡と増鏡と半分と死たるへし、但、此外ハ、其人のあい、たるへき事

一 悪銭實買堅停止事

一 撰鏡の料未完ニ押入、狼藉においてハ、其町として相支注進すへし、至見除之輩、同罪たるへき事

右条數、堅加制止訖、若有違犯輩者、注交名注進可依、権門勢家被官、可被檢行其科者也、仍下知如件

永祿十二年二月廿八日 過料事

一 老鏡實買、於撰鏡輩者、過料十文可出定

一 十錢、同過料百文

一 百文以上於撰鏡ハ、過料一倍

六七 織田信長撰錢定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 ころ、せんたく、やけ銭、下々の古錢以二倍用之、五文やう、おほかけ、われすり、以五倍用之、うちひらめ、なんきん、以十倍用之

一 此外不可撰事

一 段鏡、地子鏡、公事鏡并金銀、唐物、絹布、質物、五穀以下、此外諸商賣如有來、時の相場をもて、定の代とりかはすへし、買物高直になすへからざる事

一 一諸事のとしかハし、精鏡と増鏡と半分死たるへし、此外ハ、其者の挨拶にまかすへき事

一 悪銭實買、かた々停止事

一 精選未決の間に、其場へ押入、於狼藉者、其所の人として相支、可令注進、若見除之輩に至てハ、可爲同罪事

右条ニ、若有違犯之輩者、遠可被檢處嚴科之由候也、仍所被定置如件

永祿十二年三月一日 彈正忠在

六八 織田氏代物定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 一米を以うりかひあらハ、双方宿共ニ可爲關所之事

一 御法度之代物操過しあらハ、定置町之長共關所たるへき事

一新手雜事ニ色、あひ、たるへき子細之事

右、如此以前、たりおびてハ、織田三郎五郎、明知十兵衛尉、關關森三左衛門尉、村井氏ア少輔以下、堅可被仰付者也

仍爲案内、如此狀如件  
十二月廿二日 日乘判  
上下京中

六八 織田信長撰錢定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 一八木、實買停止之事

一 糸、藥十斤之上、段子十端之上、茶碗之真百之上、以金銀可爲商賣、但、金銀無之ハ、定之善鏡たるへし、余之唐物准之、此外ハ、萬事定之代物たるへし、然而、互有隱密、以金銀實買有之ハ、可爲重料、金手ハ拾兩之代拾五貫文、銀手ハ拾兩之代拾五貫文、銀手

一 祠堂鏡、或質物鏡、諸商買物并借鏡方、法度之代物を以て可爲返并、但、金銀於借用ハ、以金銀可返并、代、金銀無之ハ、定置代物たるへき事

一 見世棚之物、鏡定に依而、少も執入輩あらハ、分國中未代商賣停止たるへし、付、諸商買に依て、金銀兩目暫停止、并、買手かたより、金銀を不可好之事

一 大小に不寄、荷物、諸商買之物、背法度ニ族有之ハ、爲役人申届可相究、若不能信用ハ、荷物悉役人可被投之事

一 科鏡之儀、一鏡より百文に至らハ、百足たるへし、百足之上にいたらハ、千足たるへし、其外准之事

一 鏡定違犯之輩あらハ、其一町切可爲成敗、其段不相届ハ、殘餘町一味同心に可申付、檢其上至ても手餘之族に在てハ、可令注進、同背法度、族於告知ハ、爲褒美、要脚五百足可充行之事

永祿十二年三月十六日 彈正忠在

六九 織田信長撰錢定書案

○京師本  
○上京中洛外

一 精選追加条、熱田

一 精選追加条、熱田

一 一八木を以て實買すへからざる事

一 一米、藥拾斤之上、段子拾端之上、茶碗の真百之上、金銀を以可爲商賣、但、無金銀者、定の善鏡たるへし、余之唐物准之、此外者萬事定の代たるへし、然而隱密、以金銀實買あらハ、可爲重料

一 祠堂鏡、或質物鏡、或諸商買物并借鏡方、法度之代を以返并すへし、但、金銀兩目暫停止、并買手

一 鏡定に依て、見世棚之物少も取入輩あらハ、分國中未代商賣可停止、之方、金銀不可好之事

一 大小に不寄、荷物、諸商買之物、背法度の族これあらハ、役人とし申届可相究、若不能信用者、荷物悉役人可被投事

一 過錢之儀、老鏡より百文にいたらハ、百足たるへし、百足之上に至らハ、千足たるへし、其外准之事

一 鏡定違犯之輩あらハ、一町切可爲成敗、其段不相届に在てハ、惣町として、一味同心に可申付、檢其上至ても手餘之輩に在てハ、可令注進、同背法度之族、於告知を褒美、して、要脚五百文可死行之事

永祿十三年 三月十六日 彈正忠御朱印